

吉岡町ホームページ広告掲載に関する取扱要綱

令和元年吉岡町訓令第76号

改正 令和2年吉岡町訓令第46号

令和4年吉岡町訓令第5号

吉岡町ホームページ広告掲載に関する取扱要綱（平成21年吉岡町訓令第3号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、吉岡町（以下「町」という。）がインターネット上に公開しているホームページ（以下「町ホームページ」という。）に掲載する広告の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「バナー広告」とは、町ホームページに表示する広告画像で、広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。

（広告の種類）

第3条 町ホームページに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とする。

（広告を掲載しない業種又は事業者）

第4条 次に定める業種又は事業者の広告については、掲載しないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業に該当する業種及びこれに類似する業種
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に掲げる貸金業
- (3) たばこに関する業種
- (4) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生手続中の事業者
- (6) 各種法令に違反している事業者
- (7) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (8) その他町長が不相当と認める事業者

（広告掲載基準）

第5条 掲載できる広告は、当該広告を掲載しようとするもの（以下「広告主」という。）の事業の適正化及び消費者の保護を図り、地域社会及び地域経済の健全な発展並びに町民生活の向上に資するもので、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 国内の法令に違反するもの又は違反のおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 迷信又は非科学的なもの
- (6) 社会問題についての主義主張に当たるもの
- (7) 個人の氏名を広告するもの
- (8) 内容又は責任の所在が不明確なもの

- (9) 虚偽若しくは誇大であるもの又はその疑いがあるもの、事実を誤認するおそれがあるものその他消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (10) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (11) その他町長が不相当と認めるもの

2 広告の表示内容の個別の基準については、別表の左表に掲げる業種の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める掲載基準を満たすものでなければならない。

(広告掲載位置)

第6条 広告を掲載する位置は、町ホームページのトップページ上で町長が指定するものとする。

(広告の規格)

第7条 広告の規格は、1枠当たり次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦50ピクセル、横150ピクセル
- (2) 形式 GIF又はJPEG形式(アニメーションGIFを除く。)
- (3) 容量 10キロバイト以内

2 広告の枠は、1広告主につき1枠とする。

(広告の掲載期間)

第8条 広告の掲載期間は、原則として月の初日から末日までの1月を単位として最長12月まで連続して掲載できるものとする。

2 広告掲載の始期は当該月の初日とし、終期は当該月の末日とする。ただし、当該日が吉岡町の休日を定める条例(平成元年吉岡村条例第1号)第1条に規定する休日の場合は、始期については当該休日の前日とし、終期については当該休日の翌日とする。

(広告掲載料)

第9条 広告の掲載に係る料金(以下「広告掲載料」という。)は、町内に事業所を有する者については広告枠1枠当たり月額2,000円とし、町外に事業所を有する者については広告枠1枠当たり月額3,000円とする。

(広告掲載の募集方法)

第10条 広告掲載の募集は、町ホームページ、広報紙等に掲載することにより行う。

(広告掲載の申込み)

第11条 広告主は、吉岡町ホームページ広告掲載申込書(様式第1号。以下「広告掲載申込書」という。)に次の書類を添付して、掲載の開始を希望する月の前々月までに町長に提出しなければならない。

- (1) 広告主の業務内容を明らかにする書類等
- (2) 掲載しようとする広告の原稿案(画像データをプリントアウトしたもの)

2 広告の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の決定)

第12条 町長は、前条第1項に規定する広告掲載申込書を受けたときは、速やかに申込内容を審査し、広告掲載の可否を決定し、吉岡町ホームページ広告掲載決定(却下)通知書(様式第2号)により広告主に通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第13条 広告主は、町長が指定する日までに広告掲載料を一括して前納するものとする。

る。

(広告掲載料の返還)

第14条 既に町ホームページに掲載されている広告に係る広告掲載料は、原則として返還しない。ただし、町の都合によりホームページの公開を停止したときは、その停止期間に応じて掲載期間を延長するものとする。

(広告主の責任)

第15条 広告の内容に関する一切の責任は、当該広告主が負うものとし、町は、その旨をホームページ上の広告欄にて告知する。

(広告等の変更)

第16条 広告主は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに町長に届け出て、協議しなければならない。この場合において、第1号に該当するときは、変更しようとする日の14日前までに吉岡町ホームページ掲載広告変更申出書(様式第3号)を町長に提出するものとする。

- (1) 広告の内容又はリンク先を変更するとき。
- (2) 自己の都合により町ホームページへの広告掲載を取り下げるとき。
- (3) 広告掲載申込書又は添付書類の記載内容に変更が生じたとき。

(広告掲載の決定の取消し)

第17条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 広告主が広告掲載料を期日までに納入しなかったとき。
- (2) 広告主が広告の原稿を期日までに納入しなかったとき。
- (3) 広告主から決定辞退の申出があったとき。
- (4) 広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページ内容等が法令又はこの要綱に違反したとき。
- (5) 町の行政運営上支障があると認められたとき。

2 町長は、前項の規定により広告掲載の決定を取り消した場合であって、当該取消しを受けた広告が町ホームページに掲載されているときは、当該広告を削除するものとする。

3 町長は、第1項の規定により広告掲載の決定を取り消したときは、吉岡町ホームページ掲載決定取消通知書(様式第4号)により、広告主に通知するものとする。

4 町長は、第1項の規定により広告掲載の決定を取り消した場合であって、当該決定の取消しが町ホームページへの広告掲載前に行われたときは、第14条の規定にかかわらず、当該広告に係る広告掲載料を返還することができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、町ホームページの広告掲載に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の吉岡町ホームページ広告掲載に関する取扱要綱の規定により広告掲載の決定を受けたものについては、改正後の吉岡町ホームページ広告掲載に関する取扱要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和2年訓令第46号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年訓令第5号）

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定（「未成年者」を「20歳未満の者」に改める部分に限る。）は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

業種	掲載基準
人材募集	(1) 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘又は斡旋をしている疑いのあるものは認めない。 (2) 人材募集に見せかけて、商品、材料及び機材の売付けや資金集めを目的としているものは掲載しない。
語学教室等	安易さや授業料、受講料等の安価さを強調する表現は使用しない。
学習塾、予備校等 (専門学校を含む。)	合格率等の実績を載せる場合は、実績年も併せて表示すること。
外国大学の日本校	当該大学は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学でない旨を明確に表示すること。
資格講座	(1) 民間資格を国家資格であるかのように誤認させ、又は当該資格の取得者を置かなければならないという誤解を招くような表現は使用しない。この場合において、当該資格が国家資格でない旨を明確に表示すること。 (2) 講座を受講さえすれば、国家資格が取得できるといった誤解を招くような表現は使用しない。この場合において、当該資格取得には別に国家試験を受ける必要がある旨を明確に表示すること。 (3) 資格講座の募集に見せかけて、商品若しくは材料の売付け又は資金集めを目的としているものは掲載しない。 (4) 受講費用が全て公的給付で賄えるかのように誤認される表示はしない。
病院、診療所及び助産所	(1) 医療法（昭和23年法律第205号）第6条の5又は第6条の7の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。 (2) 提供する医療の内容が他の医療機関等と比較して優良である旨を広告してはならない。 (3) 提供する医療により、疾病等が完全に治癒する等その効果を推測的に表示してはならない。 (4) 写真については、当該医療機関が保有している医療設備、機器の写真等その他医療に密接に関わるものは広告できない。

	(5) マークを表示することは可能であるが、必ず文字を併記しなければならない。また、赤十字のマークや名称を自由に用いることはできない。
施術所（あん摩マツサージ指圧、はり・きゅう及び柔道整復）	(1) あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第7条又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第24条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。 (2) 施術者の効能、施術方法又は経歴に関する事項は、表示してはならない。 (3) 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設（整体院、カイロプラクティック、エステティック等）の広告を掲載することはできないため、業務内容の確認は必ず行う。
薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具（健康器具、コンタクトレンズ等）	広告を掲載する事業者が、業者所在地を所管する地方自治体の薬務担当課で広告内容についての了解を得ること。
健康食品、保健機能食品及び特別用途食品	広告を掲載する事業者が、業者所在地を所管する地方自治体の薬務担当課及び食品担当課並びに公正取引委員会で広告内容についての了解を得ること。
介護保険法（平成9年法律第123号）に規定するサービスその他高齢者福祉サービス等	(1) サービス全般（老人保健施設を除く。） ア 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いないこと。 イ 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。 ウ その他サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表示はできない。 (2) 有料老人ホーム ア 厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」に規定する事項を遵守し、同指針別表「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項を全て表示すること。 イ 所管都道府県の指導に基づいたものであること。 ウ 有料老人ホームに関する不当な表示（平成16年公正取引委員会告示第3号）に抵触しないこと。 (3) 有料老人ホーム等の紹介業 ア 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。 イ その他利用に当たって有利であると誤解を招くような表示はで

	きない。
不動産事業	(1) 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許番号等を明記する。 (2) 不動産の売買又は賃貸の広告の場合は、取引態様、物件所在地、面積、建築年月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記すること。 (3) 不動産の表示に関する公正競争規約（平成17年公正取引委員会告示第23号）による表示規制に従う。 (4) 契約を急がせるような表示は掲載しない。
弁護士、税理士、公認会計士等	掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
旅行業	(1) 登録番号、所在地及び補償の内容を明記する。 (2) 行程にない場所の写真の掲載等の不当表示に注意する。
通信販売業	返品等に関する規定が明確に表示されていること。
雑誌、週刊誌等	(1) 適正な品位を保った広告であること。 (2) 見出し及び写真の性的表現については、青少年保護等の観点から適正なものであり、かつ、不快感を与えないものであること。 (3) 犯罪被害者（特に性犯罪や殺人事件の被害者）の人権及びプライバシーを不当に侵害するような表現がないものであること。 (4) 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉やセンセーショナルな言い回しを避け、不快の念を与えないものであること。 (5) 未成年、心神喪失者などの犯罪に関連した広告において、氏名及び写真は、原則として表示してはならない。 (6) 公の秩序又は善良な風俗に反する表現のないものであること。
映画、興行等	(1) 暴力、とばく、麻薬、売春等の行為を容認するような内容のものは、掲載しない。 (2) 性に関する表現で、煽情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。 (3) その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。 (4) 年齢制限等、一部規制を受けるものは、その内容を表示すること。
占い、運勢判断等	(1) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業内容等に限定する。 (2) 占いや運勢判断に関する出版物は、その都度判断する。 (3) 料金や販売について明示すること。
結婚相談所及び交際紹介業	(1) 結婚情報サービス協議会に加盟し、その旨を明記すること。この場合において、事業者は、加盟証明を提出すること。 (2) 掲載内容は、名称、所在地、一般的な事業内容等に限定する。

調査会社、探偵事務所等	掲載内容は、名称、所在地、一般的な事業案内等に限定する。
労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織	(1) 掲載内容は、名称、所在地、一般的な事業案内等に限定する。 (2) 出版物の広告においては、主張の展開及び他の団体に対して言及（批判、中傷等）するものは掲載しない。
募金等	厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受け、かつ、その旨を明確に表示していること。
質屋、チケット等の再販売業	(1) 個々の相場、金額等の表示はしない。 (2) 有利さを誤認させるような表示はしない。
トランクルーム及び貸し収納業者	(1) トランクルームにおいては、国土交通省の規制に基づく適正業者（マル適マーク付き）であることが必要。 (2) 貸し収納業者においては、会社名以外にトランクルームの名称を使用せず、かつ、倉庫業法（昭和31年法律第121号）に基づくトランクルームではない旨を明確に表示すること。
ダイヤルサービス	ダイヤルQ2その他のダイヤルサービスについては、内容を確認の上、判断する。
商品の価格やサービスの内容を複数掲載し、比較ができるサービス	(1) 本要綱の広告掲載基準と同等の基準に基づき、表示内容等を審査していること。 (2) 掲載されている情報の表示内容に問題となる表現が発見された場合は、直ちに掲載を取り下げる体制が整備されていること。 (3) 掲載されている情報が恣意的ではないこと。 (4) サービス運営者により、ランキング等の順位付けをする場合は、調査の目的及び方法を明らかにしランキングの根拠を明確にすること。
規制業種の企業による規制業種に関するもの以外の内容の広告	第4条に定める規制業種に該当する企業による、規制業種に関連するもの以外の内容の広告については、本要綱に定められた規制の範囲内でその掲載を認めるものとする。
その他	表示等については、次の事項に注意すること。 (1) 割引価格の表示 割引価格を表示する場合は、対象となる元の価格の根拠を明示すること。 (2) 比較広告（根拠となる資料が必要） 主張する内容が客観的に実証されていること。 (3) 無料で参加又は体験ができるもの 費用がかかる場合があるときには、その旨を明示すること。 (4) 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告 広告主の法人格を明示し、法人名、その所在地及び連絡先を明記する。ただし、法人格を有しない団体の場合は、責任の所在を明らかにするために、代表者名も明記するものとする。この場合において、連絡先は固定電

話とし、携帯電話又はPHSのみは認めない。

(5) 肖像権及び著作権 無断使用がないこと。

(6) 宝石の販売 虚偽の表現に注意すること（公正取引委員会に確認をするものとする。）。

(7) アルコール飲料 20歳未満の者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること。

様式第1号（第11条関係）

年 月 日

吉岡町長 様

申込者 住所（所在地）〒

氏名（名称）

電話番号

E-mail

申込責任者氏名

吉岡町ホームページ広告掲載申込書

吉岡町ホームページ広告掲載に関する取扱要綱第11条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申し込みます。なお、同要綱第4条に規定する規制業種及び事業者には該当せず、以後、該当する場合が生じた際には、速やかに申し出ることとします。

また、同要綱第17条に定める取消しに関する規定に同意します。

記

事業内容	※業務内容を明らかにする書類を添付してください。
バナー	※バナーを添付してください。
掲載希望期間	年 月から 年 月まで (か月間)
リンク先ホームページアドレス	
備考	

様式第2号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

吉岡町長

印

吉岡町ホームページ広告掲載決定（却下）通知書

年 月 日付けで申込みいただきました吉岡町ホームページの広告掲載について、下記のとおり決定しましたので、吉岡町ホームページ広告掲載に関する取扱要綱第12条の規定により通知します。

区分	<input type="checkbox"/> 掲載
	<input type="checkbox"/> 却下 (理由)
広告掲載期間	年 月 日から 年 月 日まで (か月間)
広告原稿	(1) 提出期限 年 月 日まで (2) 提出先 企画財政課 企画室
広告掲載料	(1) 料金 金 円 (2) 納付期限 年 月 日まで (3) 納付方法 同封の請求書により納付してください。

様式第3号（第16条関係）

年 月 日

吉岡町長 様

申込者 住所（所在地） 〒

氏名（名称）

電話番号

E-mail

申込責任者氏名

吉岡町ホームページ掲載広告変更申出書

吉岡町ホームページに掲載している広告を変更したいので、吉岡町ホームページ広告掲載に関する取扱要綱第16条の規定により申し出ます。

変更の内容	広告	
	リンク先	
変更予定日	年 月 日	

備考 広告図案を変更するときは、別紙としてこの申出書に添付してください。

様式第4号（第17条関係）

第 号
年 月 日

様

吉岡町長

印

吉岡町ホームページ広告掲載決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で通知した吉岡町ホームページの広告掲載決定について、下記の理由により
取り消しましたので、
取り消し、広告を削除しましたので、

吉岡町ホームページ

ジ広告掲載に関する取扱要綱第17条第3項の規定により通知します。

取消年月日	年 月 日
取消理由	
備考	

備考欄には広告掲載料の返還の有無等を記載する。